

平成29年10月25日

於・1002会議室（10階）

第1046回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

# 目 次

1. 開	会	.....	1
2. 諮問事項（情報流通行政局関係）			
(1)	99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信 地上基幹放送を行う基幹放送局の予備免許について（東北広域 圏「V-Lowマルチメディア放送」親局の予備免許） （諮問第25号）	.....	1
3. 閉	会	.....	15

## 開 会

○吉田会長 それでは、早速ですが電波監理審議会を開会したいと思います。  
情報流通行政局の職員に入室するよう、ご連絡をお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

### 諮問事項 (情報流通行政局関係)

(1) 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局の予備免許について(東北広域圏「V-Lowマルチメディア放送」親局の予備免許)

(諮問第25号)

○吉田会長 よろしいでしょうか。それでは、審議を開始いたします。

諮問第25号「99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局の予備免許について(東北広域圏「V-Lowマルチメディア放送」親局の予備免許)」につきまして、三田地上放送課長からご説明をお願いいたします。

○三田地上放送課長 お手元の資料の1ページをごらんください。まず、この諮問の背景でございます。V-Lowマルチメディア放送は、地上アナログテレビ放送で使用していた周波数帯の一部、具体的には99MHzから108MHzの周波数帯を使用して地方ブロックを放送対象地域として移動受信用地上基幹放送を行うものです。このV-Lowマルチメディア放送につきまして、平成25年に制度整備を行い、平成26年7月にV-Lowマルチメディア

ア放送のハード整備について株式会社V I Pの開設計画を認定したところでございます。

この計画に基づきまして、平成27年には九州・沖縄広域圏、関東・甲信越広域圏、近畿広域圏の3つの親局、平成28年には東海・北陸広域圏の親局に対して予備免許を交付しております。先ほど申し上げましたように、このV-Lowマルチメディア放送は地方ブロックを単位としておりまして、全国を7つのブロックに分けて整備を進めているところでございます。平成27年に3つの予備免許、平成28年に1つの予備免許となっておりますので、現在、3つのブロックが残っているという状態です。なお、これまで予備免許を受けたものにつきましては、既に平成28年にサービスを開始しています。

今回は残っている3つの地域のうち、東北広域圏について親局の予備免許の申請があったということです。資料に書いてあるとおり、「株式会社V I Pから、東北広域圏について、無線局（親局）開設の申請がなされた。審査の結果、予備免許を付与することとしたい。」というのがこの諮問の内容でございます。なお、中国・四国広域圏と北海道が残っておりますが、中国・四国につきましては年度内、北海道については来年度、予備免許の申請が行われる予定になっております。

2ページをごらんください。申請の概要でございます。申請者は株式会社V I P、無線局の名称はV-Low仙台、運用開始の予定期日は免許の日から6月以内の日、希望する周波数及び空中線電力は99MHzから103.5MHzまで、4kW。これにつきましては、右下に地図を載せてございます。先ほど99MHzから108MHzまでがV-Lowマルチメディア放送の帯域と申し上げましたが、この帯域を2つに分けまして、混信がないように地域ごとに99MHzから103.5MHzと103.5MHzから108MHzという形で割り振っております。今回の東北広域圏につきましては、99MHzから

103.5MHzという帯域が割り振られておりますので、この帯域を使用するということでございます。

無線設備の設置場所は送信所、演奏所ともに宮城県仙台市となっております。

次に申請者の概要でございます。申請者VIPは、本社所在地が東京都千代田区、設立が平成26年1月、資本金は資本準備金を含め約28億円。出資者は株式会社ジャパンマルチメディア放送であり、100%子会社です。主な事業はマルチメディア放送の基幹放送局提供事業です。役員は、資料に記載のとおり株式会社エフエム東京の方が兼務しているという状況でございます。

参考として、現在の免許・認定状況の概要でございますが、先ほども申し上げましたが、ハード事業者は全国を株式会社VIPが整備することになっており、既に全国7つのうち4つの地区で放送局の免許を得てサービスを開始しています。また、親局のほかに中継局も整備しており、例えば、関東・甲信越広域圏では親局のほかに秦野や檜原で中継局を整備しており、東海・北陸広域圏では静岡や浜松で中継局を整備しているというような状況になっております。

ソフト事業者につきましても、7つの地区のうち4つについて既に認定が行われサービスが開始されているところであり、関東・甲信越広域圏では東京マルチメディア放送、東海・北陸広域圏では中日本マルチメディア放送、近畿広域圏では大阪マルチメディア放送、九州・沖縄広域圏では九州・沖縄マルチメディア放送がサービスを提供しているところでございます。

なお、これらのハード事業者、ソフト事業者の各地区でのサービス開始に当たりましては、いずれもこの審議会でのご審議をいただいて、認定等を行っております。

次に主な番組イメージです。このV-Lowマルチメディア放送を用いて、どのようなサービスが提供されているかの具体例ですが、例えば、主にデジタル

ルネイティブ世代をターゲットにした番組を展開しているサービス、高音質のデジタルサウンドミュージックのほか、ドライブ情報、最新のライフスタイル情報、ニュース、各エリアの天気予報、ドライブスポット情報を24時間視聴者に提供しているサービスなどございます。

また、このような音楽や車のドライブ情報などのサービスのほかに、防災分野でもV-Lowマルチメディア放送を活用するという例が出ております。例えば、兵庫県の加古川市では、自治体と連携をして、V-Lowマルチメディア放送を使って防災ラジオの自動起動や、屋外スピーカーで防災情報を流すというような実証を今年度行っているところです。防災ラジオは、消防団員や自治会長などに配って、災害時に自動起動して情報が流れるようにするというような取り組みをしております。

次のページですが、審査結果の概要でございます。電波法第7条第2項第1号、第2号、第3号、第7号の各号に照らして審査をした結果、いずれも適合していると認められるというのが審査結果の結論でございます。

具体的に申し上げますと、(1)技術審査ですが、技術審査では工事設計の電波法第3章に定める無線設備の技術基準への適合性や、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の放送法第121条第1項の技術基準への適合性などを審査しています。簡単に申し上げますと、電波の出力、型式、停電対策や耐震対策など、個々の技術基準がございますので、そういうものを1つ1つチェックして適合性を確認したということでございます。そのほか、周波数の割当可能性や、業務を維持するに足る技術的能力の有無や、既設無線局の運用等への影響の有無などを審査し、いずれも適合していると認められると判断をしております。

なお、※印で書いているとおり、予備免許に当たり、既設無線局、具体的には航空無線航行業務の無線局との干渉調整のため、試験電波の発射に際して段

階的に出力を上げることとする等の条件を付すこととしております。

次に（２）ですが、特定基地局の開設指針への適合性でございます。これにつきましては、申請者の特定基地局の開設計画は、平成２６年７月に総務大臣の認定を受けております。今回の申請では計画認定時と比べて特定基地局整備の後ろ倒し等が生じてはおりますけれども、特定基地局の開設指針等の各規定を満たす計画ということになっておりますので、適合していると認められると考えております。

次のページでございますが、審査結果の概要の続きでございます。（３）として業務を維持するに足る経理的基礎の有無の審査でございます。

まず、事業収支の見積りですが、資料の表のとおり、収入、支出が適切に計上されており、平成３２年度に当期純利益が単年度黒字に転換する事業計画となっています。平成３１年度までは営業利益、当期純利益いずれも赤字となっていますが、平成３２年度には黒字になるという計画でございます。

売上高につきましては、主にソフト事業者からの放送局設備提供役務料金収入を計上しております。こちらにつきましては、当初の予定よりも下回っており、理由としましては、平成２８年度以降の放送局設備提供役務料金を減額したというような事情がございます。

営業費用につきましては、技術費、減価償却費、受信障害対策費、電波利用料等を計上しております。

今後、平成３３年度までの５年間で、開設計画上の大規模・中規模局の５２局、小規模局の１３２局、合計で１８４局を整備する予定という計画になっております。

参考として、先ほどの繰り返しになりますが、全国７地域のうち４地域は既にサービスを開始しており、今般、東北広域圏を開始するということになります。残り２地域については中国・四国が今年度内、北海道については来年度内

のサービス開始を見込んでいるということであり、今回の事業収支見積りはこの中国・四国広域圏及び北海道でのサービス開始分も含めて作成しております。

次に、キャッシュフローです。5年間のキャッシュフロー計算書によれば、特定基地局の整備等に充てる資金として、申請者V I Pの親会社であるジャパンマルチメディア放送から120億円を借り入れ、また40億円の増資を行うとしていることなど、期間を通して資金不足とならない計画となっていると判断されます。またジャパンマルチメディア放送、これはV I Pの親会社ですが、親会社としてV I Pへの貸し付けに充てる資金として5年間で140億円の外部資金調達を行うという計画を有しています。このようなことから、V I Pの事業収支見積り等の記載内容は客観的に適切なものであり、確実に事業計画を実施することができるものであると認められるということでございます。

以上のような審査によりまして、このV I Pに対して電波法第8条第1項の規定に基づき予備免許を付与することとしたいということでございます。

説明は以上でございます。

○吉田会長 どうもご説明ありがとうございました。ただいまのご説明に対しましてご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

○松崎委員 よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○松崎委員 特定基地局の整備の後ろ倒しというところなのですけれども、これはどのくらい最初の計画から遅れているのかとか、またその遅れがどのくらいだったら許される範囲なのかとか、規定のようなものはないのでしょうか。

○三田地上放送課長 最終的には平成31年7月までに当初の開設計画の予定どおりの世帯カバー率を達成することが目標になっています。遅れているという意味では、当初から航空無線との混信の関係があり、1年以上整備のスタートが遅れたという経緯がございます。その後、徐々に整備を進めているところ

ですが、やはり当初計画に比べるとまだ相当に遅れがあるということでございます。例えば東北広域圏の今回の申請については、本日は10月ですけれども、開設計画上は今年の4月に開設をする予定になっていたというような状況です。

○松崎委員 それは、1年以上スタートが遅れていても、31年の7月までに全部そろえられれば問題ないということですか。

○三田地上放送課長 そのとおりです。

○松崎委員 そういうことですか。

○三田地上放送課長 そこに向けて今、一生懸命努力をしているということです。

○松崎委員 遅れが何年以上になるとペナルティーが科されるということはないのでしょうか。

○三田地上放送課長 罰則があるかという罰則まではないのですが、基本的に認定された開設計画に基づいてしっかりと取り組んでいただくということが必要だと考えております。

○松崎委員 若干の督促ぐらいをされるのでしょうか。

○三田地上放送課長 計画どおりに実施するよという話はしておりまして、今回提出された申請においても、最後は開設計画を満たすようになっております。

○松崎委員 じゃ、再来年の夏。

○三田地上放送課長 平成31年の7月です。

○松崎委員 わかりました。ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

○林委員 では、よろしいですか。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○林委員 7ページの営業費用のところなのですが、電波利用料の額について、これについてご教示いただきたいのですけれども。

○三田地上放送課長 年間1億円程度です。

○林委員 申請者の経営見通しによれば、平成31年度まで当期純利益が単年度赤字ということで、率直に言ってなかなか厳しいという実感をもっております。ですが、せっかくこういう公益的な観点も一部取り入れたビジネスが立ち上がる以上は、ぜひ申請者には成功していただいて、割り当てられた貴重な周波数を最大限有効に活用していただき、かつビジネスとしても継続してうまくやっていただきたいと思うのですけれども、その際に事業者から見ると電波利用料というのは純然たるコストでございますので、1億円とはいえ事業者にとってはそれなりの負担感のある額かなと思っております。

このように考えてみますと、現行の電波利用料ですが、これはちょっと今回の諮問とは若干離れて制度論の話になってしまうのですけれども、現在の電波利用料制度については、基本的に「無線局」に着目をして料額の決定等を行っており、利用料を支払う「者」すなわち免許人の性質・特性に着目をしている部分はあまりありません。したがって、スタートアップ企業や赤字企業に対する減免制度といった制度は基本的には存在せず、その事業者の特性であるとか経営状況に応じて利用料を算定する、あるいは減免するということは現行では考えられません。しかし、そういったことも、制度論として、頭の体操として考えてもいいんじゃないかと個人的には思っています。もちろん、支払う

「者」の経営状況等に配慮をすることと、そもそもの電波法の趣旨である電波の公平な利用や周波数の有効利用とが、どのように関連するかといった部分でいろいろと整理すべき点があるかと思っておりますので、その点は今後詰めなければいけませんけれども、今、電波利用料のあり方それ自体が、内閣府をはじめとしていろいろ政府のほうで議論になっていると承知を致しておりますので、

せっかくの機会ですから、今後の検討課題としていただきたいというのが個人的な意見でございます。

○三田地上放送課長 電波利用料には電波利用料の考え方がございますので、ご意見を承りまして、勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○松崎委員 林先生に疑問なのですが、それはいいと思うのですが、利用者に転嫁されるというリスクはないのですか。減免されたコストが利用者に転嫁されるということはないのかと不安に思いましたが。

○林委員 もちろん、そこは十分注意していただきたいと思うのですが、営業費用のうち、例えば、電波利用料として本来納付すべき資金が減免によって浮きますので、その部分を申請者の設備投資であるとか、その他いろいろなサービスの拡充に充てることもできますので、そうするとさらにこのサービスが成功し、結果として利用者が恩恵を受ける、という好循環の可能性もあると思っております。1億円といっても申請者にとっては結構大きいような気がするのです。まさにV-Highマルチメディア放送の経験を踏まえますと、今回としては、割り当てられた周波数が最大限有効活用されるために、なんとしても成功してもらいたいというのが個人的な思いでございます。

ただ、電波利用料というのは、電波法の目的に「電波の公平かつ能率的な利用の確保による公共の福祉の増進」が掲げられていることを踏まえ、国民が等しくその利益を享受できるように努めるべき電波の公共性と、本来自由であるべき市場活動との調和をとりつつ、電波利用社会全体の発展を図る必要があるというのが、その基本的な考え方ですので、減免制度の導入にはいろいろ制度内の整合性を十分考えていただく必要があると思うのですが、ただ、見直す必要のある部分は今後出てくるかと思っておりますので、制度の不断の見直しを避けてはならない。電波利用料制度を所掌する基盤局電波部電政課と今回の諮

問案件の担当部局とでは、もちろん所掌は違うのは承知しているのですが、制度の不断の見直しに対する問題意識はやっぱり私は持っています。ただ、そこは先生がおっしゃるように、サービス利用者および電波の所有者である国民に悪影響が生じないようにはしなければいけない。

○松崎委員 スタートアップの配慮というのはいいと思うのですが、3年間赤字で許しているのが、そもそもスタートのサポートのような気もします。民間で3年も赤字が続いたら、もう潰れますよね。

○林委員 そうなんです。そこが私の非常に心配しているところなのです。かつ、本件は無料放送ビジネスモデルですし、今回の諮問は政府としていろいろしっかり審査された上での結果だとは思っているのですが、やはり将来にまたがる話ですので一抹の不安が残らざるを得ないのもまた確かなのです。

○櫻田委員 よろしいですか。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○櫻田委員 重ねて言うつもりは全くないのですが、事業計画が計画どおり進むかどうかは常に楽観視できるものではありません。当社グループにおいても新規事業や投資には成功と失敗が当然あります。10件投資した場合、半数とは言わないものの、一定の確率で最終的には減損処理する案件も発生します。民間企業では減損という形で経営として大きなペナルティーを経営は負います。一方、本件はオンゴーイングなプロジェクトであり、平成33年に開設指針に定めた各規定を充足したか確認すると認識しています。ただ、この途中のモニタリングの方法、つまり事業計画どおり事業が進捗しているかどうかの把握や、計画を下回っている場合、赤字幅や資本の食い込みなどをモニターすることは可能でしょうか？また、モニターしない場合はどのようにチェックするのでしょうか？

事業計画の達成が困難と見込まれたときに、総務省または政府としてはどの

ようなコーションを送っていった、逆にまた支援するのかというのは検討すべきかと思います。平成33年になり黒字転換したものの想定以下であったり、或いは黒字転換が実現せず、撤退ということでは厳しいと思われます。

新規事業であり、絶対に事業計画どおりに進捗するというのを今から保証するのは無理だと思いますが、そこに至るまでにおいて、合理的な努力は全て行っているということを説明できるようにしておく必要があると思います。V-Highでの事業者の撤退を我々は過去の経験として学んでいますし、ぜひ必要な把握とアドバイス、支援をお願いしたいと考えます。

○三田地上放送課長 ありがとうございます。開設計画については進捗状況を定期的に把握するようにしています。経営状況自体は基本的に総務省が把握しておりますが、それを受けて指導を行っているものではなく、事業実施主体が自己責任でしっかりやっていただく仕組みになっているのかなと思います。

その上で、先ほど確かにご指摘いただきましたように、V-Highでは事業者が撤退してしまったということがございますので、そういうことがないように、総務省としても考えていかなくてはいけないのかなと思っております。

○櫻田委員 ネガティブなことを申し上げるつもりはないのですが、電波行政の中で、それぞれの電波の周波数に合った周波数割当をしており、その中で、メディアに適した周波数はメディアに割当てていると認識しています。それが今後も続いていくことが望ましいですが、本来V-Lowであれば、この電波の特性を生かし、例えばご説明のあった防災ラジオとして活用していくことは日本の現状においてはとても重要なことだと思います。また、それは一民間事業会社の考え方、事業計画の中で運営させるより、むしろ国が支援しても良い内容だと考えます。

一時的には経営責任であり株主責任ではありますが、我々としても広くあまねく普及することが大事だと認識します。そのために、国としても法を含めた

環境を整備することも必要だと考えます。認可してその後の事業については事業者だけの責任と言うのは厳しいかと思えます。

○三田地上放送課長 ありがとうございます。まさにV-Lowマルチメディア放送の活用例で防災分野における活用例がありますけれども、この例のような場合ですと、地方自治体が起債するときの地方債の支援メニューとして緊急防災・減災事業債というものがございまして、その対象として自動起動ラジオとセットで市役所側の情報発信の設備を整備するというような場合には、この自動起動ラジオも支援の対象になるというような仕組みもございまして、そういう仕組みなども活用しつつ、このような防災分野での活用例が普及できるように一層推進していきたいと思っております。ありがとうございました。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

私自身も今ご意見がございましたとおり、やっぱりこのV-Lowマルチメディア放送については何とか是非成功してほしいなと期待しております。その意味では本日はハードの予備免許ということで、その収入もコンテンツ、ソフトの事業者からの収入が計上されているようでしたので、これについては多分問題ないかなと思うんですけど、そのもとになるソフト事業者の認定がやはり非常に大きな次の課題かなと思っております。両方非常に密接に結びついておりますので、ぜひ良いアトラクティブなコンテンツ、すなわち、さっきの防災のコンテンツはそういう意味では非常にアトラクティブなコンテンツの一つだとは思いますが、そういうコンテンツがうまく育ってユーザーが増えてくれることを願っております。

それで、それに関連してちょっとお伺いしたいんですけれども、7つの地域のうちの4つの地域については既に昨年度からサービスが開始されていると伺ったんですけれども、そのサービスの伸び具合、すなわち今の櫻田委員の言葉にもありましたが、もう1年以上たっているかと思うんですけど、この間の事

業計画の状況というのはほぼ予測どおりなのか、まだ短期間なので、正確な判断は非常に難しいかもしれないんですけども、1年目、2年目の事業はどのような状況であって、今後の見通しについてどのように総務省さんとしては捉えられているのか、お伺いさせていただければと思います。

○三田地上放送課長 既にサービスを開始されている4つの地域のうち3つが平成28年3月から、1つが平成28年7月からサービスを開始しているところです。端的に言ってしまえば予定よりも収入が少ない、予定どおりにはいっていないということかと思えますけれども、まだサービスが開始されて間もないこともありますので、事業の成功、失敗を判断するには早いのかなと思っております。引き続き、もう少し状況を見守っていきたいと思っております。

○吉田会長 現在提供されているコンテンツなんかも、業者さんは様子を見ながら見直していくとか、さらに新たなコンテンツを投入していくとか、そういった検討も含めて今いろいろと模索されている状況でしょうか。

○三田地上放送課長 いろいろなことを事業者としてやっています。例えば既存のFM放送の人気番組と連動させる形でV-Lowマルチメディア放送のコンテンツをつくることによって、既存のFM放送を見ている方がこちらのほうも関心をもって見ていただけるようにするというような取り組みなども行われておりますので、事業者において一生懸命、今、工夫をしているところだということでご理解いただければと思います。

○吉田会長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○林委員 すいません。先ほど櫻田委員と吉田会長がおっしゃっていた防災の活用例、私もこれは非常に重要だと思います。私もぜひこれは、実証事業ということですけど、やっていただきたいと思うのですけれども、今回はとりあえず加古川市でということですが、うまくいけばこの優良事例を全国に展開す

る、こういった取り組みも今後出てくると思うのですけれども、それについての総務省としての今後の見通しというか、実証事業の拡大の方向性についておうかがいさせてください。

○三田地上放送課長 このような事例は他の自治体にも知っていただくような取り組みをしていきたいと思っております。

東北との関連で申し上げますと、実はこの加古川と似たような形で、喜多方で防災に活用しようという話が出ておりまして、少なくとも試験電波だけでも11月に出したいというような話がありますので、このような状況を踏まえて東北の親局の予備免許を本日の審議会でご議論いただいているところでございます。このような取り組みなども、実証の結果なども踏まえまして、またほかの自治体にもお伝えできるような取り組みをしていきたいと思っております。

○林委員 ぜひお願いいたします。

○吉田会長 ありがとうございます。

ほかには、特によろしいですか。はい、どうぞ。

○松崎委員 実証実験が終わって、実用になるのにどのくらいの期間がかかりますか。

○三田地上放送課長 加古川で実証を行っていますが、今でも実用化できるようにはなっていますので、自治体の方がどのように判断されるかということかと思えます。防災ラジオを自治体で予算化して配るのであれば、そのような予算も必要になると思えます。

○松崎委員 地方債とさっきおっしゃっていましたが。市の設備をつくるときに、長岡市が地方債を売り出して、それを購入する市民がいて施設ができたケースがあります。防災に使うという目的の社会貢献型投資を市民に広げる可能性もあるのではないかと思えますが。

○三田地上放送課長 緊急防災・減災事業債の場合には、その借り入れの分の

一部が普通交付税の中で充当されていくような仕組みがありますので、自治体の負担というのが軽くなるという仕組みになっています。先ほど説明を省略しましたが、V-Lowマルチメディア放送はデジタル化されたものですので、例えば消防団員と自治会長などに防災ラジオを配り、消防団員に配るものと自治会長に配るものというのをきちんと選別して分けておけば、自治会長だけのラジオを自動起動させることや、消防団員だけのラジオを自動起動させることができますので、そのような今までとは違った新たな付加価値を自治体の方にご理解いただけるように取り組んでいく必要があるのかなと思っています。

○松崎委員　すでに税金で賄われているのですね。わかりました。ありがとうございます。

○吉田会長　ほかには、よろしいでしょうか。

非常にたくさんご意見頂戴いたしましたけれども、全てこのV-Lowマルチメディア放送がぜひ成功してほしいという願いからのご意見だったかと思えますので、本日の諮問第25号につきましては、諮問のとおり予備免許を与えることが適当である旨の答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長　それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

以上で、情報流通行政局の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

情報流通行政局の職員は退室をお願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

閉　　会

○吉田会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。

答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣宛て提出してください。

なお、次回開催ですが、平成29年12月13日水曜日の15時からを予定していますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。